

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1.目的およびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

株式会社ヤマトグループは、企業理念である社是社訓に基づき持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、基本方針を定め、コーポレートガバナンスの充実を図る。

社是

- ・自然と調和し、豊かな地域社会づくりに貢献する
- ・変化に対応し、創造と革新に挑戦する
- ・人間性を尊重し、活力ある人づくりの経営に徹する

社訓

- ・創意工夫につとめ、責任をもって計画的に仕事をする
- ・安全を第一とし、施工品質の向上につとめる
- ・顧客のニーズを先取りし、新たな需要を創り出す

基本的な経営スタンス

- ・受託者責任・説明責任を認識し、経営の公平性・透明性を実現する。
- ・長期経営ビジョンを掲げ、事業活動を通してESG(環境、社会、統治)問題に積極的に取り組む。
- ・すべてのステークホルダーと積極的に対話し、強固な信頼関係を構築する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1～4 いわゆる政策保有株式】

□上場株式の政策保有に関する方針

- ・当社は、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、株式を保有する。
- ・当社は、取締役会で定期的に、主要な政策保有上場株式について、取引の性質や規模、及び投資利回り等から、保有の必要性を検証する。

□政策保有株式に係る議決権行使基準

- ・政策保有株式の議決権については、投資先企業の持続的な企業価値向上の観点からその行使についての適切な判断を行う。

【原則1～7 関連当事者間の取引】

- ・財務担当役員は、毎年、取締役及び監査役に対して、当社との取引の有無に関する調査を実施する。
- ・取締役の競業及び利益相反取引については、会社法で定められた手続きに基づき、当該取引の重要な事実について、取締役会で事前の承認を得るとともに、その取引結果を取締役会に報告する。
- ・関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法(「関連当事者の開示に関する会計基準」等)に従い開示する。

【原則3～1 情報開示の充実】

(1)経営理念等や経営戦略、経営計画

- ・経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、長期経営ビジョン、中期経営計画を含む目標を提示する。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定に当たっての方針と手続

- ・取締役及び執行役員の報酬は、取締役会で承認された報酬基準に基づいて支給する。
- ・取締役及び執行役員の報酬(現金報酬)は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬(基本報酬)と、短期インセンティブとして当該事業年度の業績に連動した役員賞与とする。また、中長期インセンティブとして基本報酬の一定割合を継続的に役員持株会に提出し、自社株式を購入する。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1.取締役候補者の指名方針

- ・取締役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴(当社における地位および担当を含む)、選任理由並びに重要な兼職の状況等を記載し説明する。
- ・取締役会は、社長の提案を受け、審議の上、取締役候補者を指名する。
- ・社内取締役候補者については、当社の企業理念や企業文化・風土、経営方針を踏まえた高度な経営管理能力、倫理観、正義感に優れた人物とする。
- ・社外取締役候補者については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とする。

2.監査役候補者の指名方針

- ・取締役会は、社長の提案を受け、候補者の適格性を審議の上、監査役候補者を指名する。なお、社長は監査役会の事前の同意を得た上で、取締役会に提案する。
- ・監査役候補者については、監査役としての必要な見識、高い倫理観、社会的正義感を有し、また、法律、財務及び会計、経営等の専門的知見を有する人物とする。
- ・監査役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴(当社における地位および担当を含む)、選任理由並びに重要な兼職の状況等を記載し説明する。

3.執行役員の選任方針・任期

- ・取締役会は、社長の提案を受け、当社の重要な業務執行を担うことができる人物を執行役員として選任する。
- ・執行役員は、当社の企業理念や企業文化・風土、経営方針を踏まえた高度な経営管理能力、倫理観、正義感に優れた人物とする。
- ・執行役員の任期は1年とする。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

- ・取締役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴(当社における地位および担当を含む)、選任理由並びに重要な兼職の状況等を記載し説明する。
- ・監査役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴(当社における地位および担当を含む)、選任理由並びに重要な兼職の状況等を記載し説明する。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

・取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を審議決定し、それ以外の事項は、経営陣（執行役員を含む）に委任する。

【原則4－8】 独立社外取締役の有効な活用】

・独立社外取締役は 2名以上とする。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

□社外役員（取締役・監査役）の独立性判断基準

・当社の取締役会は、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員と称する）の独立性に関する判断基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目いずれにも該当しない場合、当該社外役員は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- (1) 当社グループの業務執行者又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者
- (2) 当社グループの主要株主（注1）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先（注2）の業務執行者、または当社グループを主要取引先とする会社の業務執行者
- (4) 当社グループの主要な借入先（注3）の業務執行者
- (5) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に多額（注4）の金銭その他の財産を得ている者
- (7) 当社グループの役員相互就任先の業務執行者
- (8) 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている団体（注5）の業務執行者
- (9) 上記（1）から（8）に該当する者の近親者等（注6）

（注1）主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。

（注2）主要な取引先とは、直近の事業年度及び過去3年の事業年度における年間連結売上高が3%を超えるものをいう。

（注3）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、直近の事業年度末における全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

（注4）多額とは、収受している対価が年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

（注5）多額の寄付又は助成を受けている団体とは、当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体をいう。

（注6）近親者等とは、配偶者及び二親等以内の親族及び同居の親族をいう。

【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

1. 取締役会の構成

- ・取締役会は、12名以内の適切な人数で構成する。
- ・取締役会は、重要な業務執行の決定と監督機能という役割・責務を十分に果たすため、取締役会全体として多様な知見、経験、及び能力のバランスを確保する。
- ・独立社外取締役は 2名以上とする。

2. 取締役候補者の指名方針

- ・取締役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴（当社における地位および担当を含む）、選任理由並びに重要な兼職の状況等を記載し説明する。
- ・取締役会は、社長の提案を受け、候補者の適格性を審議の上、取締役候補者を指名する。
- ・社内取締役候補者については、当社の企業理念や企業文化・風土、経営方針を踏まえた高度な経営管理能力、倫理観、正義感に優れた人物とする。
- ・社外取締役候補者については、社外の独立した立場から経営の監督機能を果たすとともに、当社の企業活動に助言を行うことができる人物とする。

【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- ・社外取締役及び社外監査役は、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の職務に必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限るものとする。
- ・当該兼任の状況は、コーポレートガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載する。

【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- ・各取締役は、毎年、業務の執行及び監督実績の自己評価を行う。
- ・取締役会は、上記等を踏まえ、翌事業年度の年初において、前事業年度の実効性について分析・評価を行い、その結果を開示する。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

- ・当社は、取締役及び監査役に対し、法律やコーポレートガバナンスに関する専門家による研修を就任時及び就任後も継続的に実施するとともに、社外取締役及び社外監査役に対し、当社の事業内容の説明を行い、また所要拠点等の視察の機会を提供する。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

- ・株主との建設的な対話を実現できるよう社長はIRの最高責任者としてIR担当部門を統括する。また、関係部門は有機的な連携を図り、対話を補助する。
- ・株主からの面談申込みに対しては、所管部を窓口として誠実に対応する。また、株主の要望、関心事項に応じて社長、取締役、執行役員が合理的な範囲において真摯に面談に応じる。
- ・ホームページにおける情報提供をはじめ、事業説明会、IRミーティングを実施する。
- ・対話を通して把握された株主の意見や懸念事項は速やかに取締役会、経営陣に報告され、適切に対応策を講じる。
- ・インサイダー情報の管理については、関連規則等を遵守し、株主平等の原則に反することがないよう株主との対話に臨む。
- ・株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質株主の把握に努める。
- ・経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、長期経営ビジョン、中期経営計画を含む目標を提示する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
ヤマト社員持株会	1,680,466	6.24
株式会社群馬銀行	1,251,198	4.65
株式会社東和銀行	1,219,718	4.53
株式会社三晃空調	1,000,000	3.71
株式会社北越銀行	874,832	3.25
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	751,046	2.79
みどり共栄会	719,100	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	679,200	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	607,300	2.26
株式会社横浜銀行	594,000	2.21

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

(注) 1.上記のほか当社所有の自己株式1,657,059株(6.15%)があります。

2.上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 439,200株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 409,300株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長 （更新）	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒木 徹	他の会社の出身者									○		
石田 哲博	他の会社の出身者									○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒木 徹	○	独立役員として指定している社外取締役の荒木 徹氏は、現在、当社の取引先であります佐田建設株式会社の業務執行者であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	同氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般にご助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず独立性を有しております。
石田 哲博	○	独立役員として指定している社外取締役の石田 哲博氏は、現在、当社の取引先であります株式会社エフエム群馬の業務執行者であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	同氏は、マスメディアの経営者として豊富な経験と長年にわたる行政機関の見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般にご助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、監査役及び会計監査人と相互に情報又は資料を提供し合い、監査項目によっては相互分担、補充等、連携を密に協力し合うことにより、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

監査役は、内部監査室から監査報告書を受領するとともに、定期的に内部統制監査の状況と結果の説明を受ける等、情報・意見交換を行っており、連携して監査の実効性を高めることに努めております。

また、監査役は、会計監査人と監査体制、監査計画、監査手続の実施結果、会計監査人の職務の遂行に関する事項、内部統制に関する事項、その他の事項について定期的に情報・意見交換を行っており、連携して監査の実効性を高めることに努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 修	他の会社の出身者													○
高井 研一	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 修	○	独立役員として指定している社外監査役の石田 修氏は、現在、当社の取引先であります株式会社横浜銀行の常勤監査役であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略しております。	同氏は、金融機関での長年の経験および幅広い見識を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず独立性を有しております。
高井 研一		——	同氏は、金融機関での長年の経験および幅広い見識を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員の報酬（現金報酬）は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬（基本報酬）と、短期インセンティブとして当該事業年度の業績に連動した役員賞与としております。また、中長期インセンティブとして基本報酬の一定割合を継続的に役員持株会に拠出し、自社株式を購入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の額 13名 108百万円（うち社外取締役2名4百万円）

監査役の報酬等の額 4名 13百万円 (うち社外監査役3名5百万円)

(注)1.上記取締役および監査役の支給人数には、平成27年6月16日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。

2.上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金引当金繰入額18百万円(取締役13名に対し17百万円、監査役 4名に対し1百万円)が含まれております。

3.上記報酬等の額のほか、平成27年6月16日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して12百万円、退任社外監査役1名に対して1百万円支給しております。

4.上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む。)は72百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役員の報酬は、取締役会で承認された報酬基準に基づいて支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会が充実した議論の場になるよう、取締役会事務局を設置し以下の通り運営しております。

- ・議案に関する資料を取締役会の開催日に先立って、社外取締役及び社外監査役に対し配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

- ・事業年度が開始される前に、翌事業年度の取締役会開催予定日の年間スケジュールを作成し、各取締役及び監査役に通じております。

取締役及び監査役は、必要と考える場合には、当社の費用において外部の専門家の助言を得ることができます。

内部監査部門は、社外取締役及び監査役の職務執行に必要な情報提供を求められた場合、積極的に提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。また、取締役は12名(社外取締役は2名)であり、取締役会は原則として月1回開催して、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ運用を図っております。

そのほか、取締役、監査役及び主要な役職者で構成する「業務執行会議」を設置し、毎月定期的に開催しております。「業務執行会議」は、取締役会において決定された経営方針に基づいて、諸施策を迅速に審議、実施する機関として、経営活動を強力に推進することを目的として開催しております。なお、当社は、経営環境の変化に対応できる効率的かつ迅速な経営体制を構築し、コーポレートガバナンスのより一層の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により限度額を決定し、取締役及び執行役員の報酬額は、取締役会で承認された基準に基づいて決定し、監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役による監査機能の強化と監査の実効性を高めること及び独立性を有する社外取締役を選任することによる経営監督機能の強化並びに執行役員制度による意思決定の迅速性と的確性を高めるために現状の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・株主総会招集通知は、図表等の活用を含め分かりやすい説明に努めるとともに、株主様の議案検討時間を確保すべく株主総会開催日の2週間以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	・当社の第71回定時株主総会は、平成28年 6月15日(水)に開催しております。
その他	・株主総会での事業報告の説明において映像を併用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基準 ・当社は、会社法及び金融商品取引法等の法令並びに東京証券取引所が定める規則の遵守に基づく適切な開示はもとより、株主、従業員、顧客、取引先、社会からの信頼を一層高めるため、財務及び非財務に関する情報を適時適切に開示し、経営の公平性・透明性を確保しております。	
IR資料のホームページ掲載	・財務情報、適時開示資料等を掲載しております。 (http://www.yamato-se.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	・株主様との建設的な対話が実現できるよう社長はIRの最高責任者としてIR担当部門を統括しております。また、関係部門は有機的な連携を図り、対話を補助しております。 ・株主様からの面談申込みに対しては、所管部を窓口として誠実に対応しております。また、株主様の要望、関心事項に応じて社長、取締役、執行役員が合理的な範囲において真摯に面談に応じております。	
その他	・定時株主総会終了後に事業説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念である社是社訓において規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14000の認証を取得し、環境方針に基づき企業活動を展開しております。 ・自然環境の復元を目指して、多様な生物が棲息する空間＝ビオトープ(ヤマトビオトープ園)を本社構内に開設しております。(敷地面積:700平方メートル) ・CSR活動として、地域スポーツ振興(サッカー・野球・バスケットボールチームの支援)に取り組んでおります。 ・建設業は、市民生活の基礎に関わる仕事をしていることから、市民とのつながりをより一層深めるため、前橋市民体育館のネーミングスポンサー(ヤマト前橋市民体育館)の契約を平成28年 4月 1日から締結しております。 ・文化活動の一環として、毎年、本社1階ギャラリーホールにおいて、県内出身の作家を中心とした絵画等の企画展を開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の基準 ・当社は、会社法及び金融商品取引法等の法令並びに東京証券取引所が定める規則の遵守に基づく適切な開示はもとより、株主、従業員、顧客、取引先、社会からの信頼を一層高めるため、財務及び非財務に関する情報を適時適切に開示し、経営の公平性・透明性を確保しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりコンプライアンス規範、ヤマト行動基準に基づくコンプライアンス組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会はコンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款及び諸規程等への準拠性、管理の妥当性、有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓蒙活動、研修を定期的の実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的に取締役会及び監査役会に報告される。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 法令及び文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、並びに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長及びグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導及び支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業務、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の執行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- (9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。
 - 3) 監査役は、会計監査人及びグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
 - 4) 監査役会の重要情報収集並びに監査機能を確保するため、監査役は取締役会及び業務執行会議に出席する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス経営の徹底及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応いたします。万一、不法、不当要求事案が発生した場合には、総務部を担当部門とし、警察、弁護士等と連絡を取り合い対応いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

取締役会は当社の株式が公開買付けに付された場合、以下の対応を行います。
 ・公開買付者等に対し、当社グループの企業価値の向上施策の説明を求めます。
 ・当社グループとしての更なる企業価値向上施策を、株主に対し表明いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、証券市場に対する投資家の信頼の維持・向上を図る観点から、重要な会社情報を適時開示するために「内部者取引防止規程」を制定し、金融商品取引法および関係政省令並びにこの規程を遵守することはもとより、自ら進んでその定義と内容について理解し、自己の職務を踏まえて、第三者から誤解を受けることのないように十分注意をはらっております。また、役職員がその職務に関して知り得た未公表の重要事実の管理並びに役職員による株式等の売買およびその他取引に関する基本的事項を定め、重要な会社情報の適時開示の推進と内部者取引の未然防止を図ることで、証券取引の適正化に貢献し、証券市場での当社の信頼性を獲得してまいります。また、当社における重要な「決定事実」については、業務執行を決定する機関（取締役会）の決議・決定が行われた時点、「発生事実」については、当該事実の発生した時点で速やかに開示できるように体制を整えて確実に実行しております。

コーポレートガバナンス模式図

